

## 自動車共済制度改定のご案内

日頃より、当組合および自動車共済をご愛顧賜り、心より御礼申し上げます。

この度、当組合では共済期間の初日が令和5年1月1日以後のご契約を対象とする自動車共済制度の改定を実施いたします。主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 共済商品と割引率に関する改定

#### 1 人身傷害共済の改定

オプション

- 「人身傷害条項損害額基準」を、2020年4月に実施された自賠責保険・共済支払基準改定に準拠した内容に改定します。
- 人身傷害共済の補償対象となり入院日数が5日以上となった場合は、「入院定額給付金」として10万円をお支払いします。

#### 2 車両共済の改定

オプション

- 「車両価額協定共済特約」と「車両全損時諸費用特約」を車両共済に包括し、対象を自家用8車種からすべての用途車種に拡大します。
- 一般車両のみ補償の対象としていた「動物との接触・衝突による損害」および「当て逃げによる損害」を、「車対車事故・危険限定特約」の補償範囲に追加します。
- 「車両新価特約」は、「共済期間の末日の属する月が初度登録（検査）年月から61か月以内」の場合にセット可能でしたが、「73か月以内」に拡大します。また、フリート契約者を対象に追加します。
- 「車両超過修理費用特約」は、「共済期間の末日の属する月が初度登録（検査）年月から37か月超」の場合にセット可能でしたが、「25か月超」に拡大します。また、一部を除くすべての用途車種に対象を拡大します。

#### 3 代車費用補償の改定

オプション

- 補償内容をわかりやすくするために、「事故・故障時代車費用特約」および「ロードアシスタンス代車費用特約」を統合し、車両共済の付帯がない場合もセットできる「代車費用特約」として1本化します。また、補償日数は事故・故障ともに15日とします。
- 事故時の補償日数のみ30日に延長する「代車費用の補償日数に関する特約」を新設します。

#### 4 ロードアシスタンス特約の補償範囲の拡大

- 電気自動車等の燃料切れ時に、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカー・けん引を、「ロードアシスタンス特約」の補償対象とし、共済期間中1回のみであった回数制限をなくします。

#### 5 運転者限定特約の新設・改定

- 運転者の範囲を記名被共済者本人に限定する「運転者本人限定特約」を新設し、割引率は「8%」とします。
- 「運転者本人限定特約」の新設に伴い、「運転者本人・配偶者限定特約」の割引率を「7%」から「6%」へ変更します。

#### 6 他車運転特約の改定

自動セット

- 記名被共済者等について、業務に従事中の場合における運転者以外の同乗者（使用人）を補償対象に追加します。
- 二輪自動車または原動機付自転車のご契約を補償の対象とする「他車運転特約（二輪・原付）」を新設します。

#### 7 配偶者の定義の改定

- 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある同性パートナーも内縁の相手方と同様に配偶者に含みます。

#### 8 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の新設

すべてのご契約に自動セット

- ご契約のお車を運転中の事故等において、心神喪失等により運転者の責任能力がないと認められ損害賠償責任を負わないと判断された場合でも、被害者の損害を補償する「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」を新設します。

## 9 賠償責任共済における補償を受けられる方の拡大

- 責任無能力者である被共済者が事故を起こし、その家族等が監督義務者として損害賠償責任を負った場合でも補償を受けられるように、被共済者の範囲を拡大します。

## 10 対物賠償共済の改定

- 高速道路等での車両同士の事故において、相手車両より火災が発生し、道路構造物が損壊した事例では、失火責任法の規定により賠償義務が発生しないため、対物賠償共済の補償対象外でしたが、このようなケースにおいて、被共済者が道路法に基づく原因者負担金を損害の一部として負担した場合は、対物賠償共済で補償します。
- ご契約のお車を運転中に、誤って踏切に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にした場合の間接損害も、補償の対象とします。

## 11 新車割引の改定

- 参考純率の改定に伴い、新車割引率を見直します。

	経過月数	等級	自家用普通・小型乗用車				自家用軽四輪乗用車			
			対人賠償	対物賠償	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人賠償	対物賠償	人身傷害 搭乗者傷害	車両
改定前	25 か月以内	6(S)等級	37%	34%	40%	39%	25%	28%	45%	28%
		7(S)等級	15%	14%	25%	17%	10%	12%	25%	9%
	上記以外	6%	5%	18%	10%	1%	3%	18%	1%	
	26～49 か月	—								
改定後	25 か月以内	6(S)等級	34%	32%	41%	31%	32%	28%	42%	27%
		上記以外	7%	11%	17%	8%	5%	9%	18%	2%
	26～49 か月	6(S)等級	30%	12%	35%	22%	18%	14%	21%	16%
		上記以外	4%	4%	16%	6%	2%	4%	15%	2%

## 12 ノンフリート等級別割引・割増率の見直し

- 直近のリスク実態に合わせて、ノンフリート等級別割引・割増率の見直しを行います。

継続契約（前契約があるご契約）

（単位：％ 十は割増、－は割引）

	等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
改定前	無事故																					
	事故有	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63	
改定後	無事故																					
	事故有	+108	+63	+38	+7	-2	-13	-27	-38	-44	-46	-48	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-56	-57	-63	

新規契約（前契約がないご契約）

	初めのご契約（6S等級）	複数所有新規契約（7S等級）
改定前	+4	-34
改定後	+3	-38

## 共済掛金水準の見直し

- 各補償種目の基準共済掛金率および各種係数全般について、2021年6月に公表された自動車保険参考純率に基づき、自動車共済掛金水準の見直しを行います。全体的な掛金水準は、「2.00%」の引き下げになります。なお、ご契約のお車やご契約条件により共済掛金が引き上げになる場合がございます。ご契約の際は、共済契約申込書に記載されたご契約条件ならびに共済掛金をご確認いただきますようお願いいたします。

- このご案内は、共済期間の初日が令和5年1月1日以後のご契約に対する自動車共済の改定概要を記載したものです。

詳しい内容については、共済代理所または当組合におたずねください。

- ご契約の際には、「ご契約のしおり（約款）」、「重要事項説明書」を必ずお読みください。（当組合ホームページにも記載しています。）

- インターネットを通じてパソコンなどで約款をご覧いただけるWeb約款をおすすめしています。



■お問い合わせ先（共済代理所）

〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25

TEL：092-441-5901 FAX：092-441-5907

お客さま相談室：092-235-3355 受付 午前9時～午後5時  
（土日祝祭日及び12/29～1/3を除く）

ホームページ：https://nishijikyo.com/